

令和8年度当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
の使途状況について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分（社会保障財源化分）については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

1 【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 27,000 万円

2 【歳出】 (単位：万円)

項目		予算額	財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
社会福祉	社会福祉総務費	3,777	83	61	0	0	3,633
	障がい福祉費	54,591	24,021	14,147	0	420	16,003
	社会福祉施設費	1,069	0	0	0	161	908
	高齢者福祉費	3,654	0	22	0	1,141	2,491
	高齢者福祉施設費	8,370	0	0	6,870	35	1,466
	児童福祉総務費	45,056	47	29,087	0	3,415	12,508
	児童手当費	31,584	25,361	3,086	0	0	3,137
	母子父子福祉費	701	0	310	0	0	391
	児童福祉施設費	6,438	0	3,042	0	50	3,345
	認定こども園費	39,767	9	9	3,190	9,961	26,598
	小計（①）	195,007	49,521	49,764	10,060	15,183	70,480
社会保険	社会福祉総務費 （国民健康保険事業）	18,912	2,006	6,446	0	170	10,290
	高齢者福祉費 （介護保険事業）	47,625	1,135	567	0	2	45,920
	高齢者福祉費 （後期高齢者保険事業）	38,349	0	7,204	0	23	31,123
	小計（②）	104,885	3,141	14,217	0	195	87,333
保健衛生	予防費	15,788	843	222	0	395	14,328
	保健センター費	400	0	0	0	0	400
	小計（③）	16,188	843	222	0	395	14,728
合計（①+②+③）		316,081	53,504	64,203	10,060	15,773	172,541

（注）表示単位未満は四捨五入しており、積上げ額と一致しない場合があります。
※地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、上記項目の一般財源の一部となっております。